

# RTX Spark搭載PCが知財実務をどう変えるか

## エグゼクティブサマリ

2026年5月31日付のNVIDIA公式発表と同日付のMicrosoft Windows公式発表によれば、RTX Sparkは、Windows向けの新しいNVIDIA「superchip」プラットフォームとして公表され、最大128GBのユニファイドメモリ、最大1ペタフロップのAI性能、ローカルでの1200億パラメータ級LLM実行、最大100万トークン文脈処理、そしてWindows上でのローカル・エージェント実行を前提としたセキュリティ／コンテナメント機能を訴求しています。NVIDIAの公表日は「2026年5月31日」ですが、日本時間では実質的に2026年6月1日の発表として理解して差し支えありません。主要OEMは2026年秋から順次製品を投入予定です。 <sup>1</sup>

このハードウェアの実務上の意味は、「知財文書をクラウドへ送る前提」から「まず端末内で処理する前提」への重心移動にあります。特許明細書、オフィスアクション、審判・訴訟資料、契約書、技術仕様書、ソースコード、社内ノウハウ、ライセンス台帳などを、外部送信せずに同一端末上で横断的に解析しやすくなるため、出願、FTO、侵害評価、契約レビュー、証拠整理、ナレッジ検索の速度と機密保持の両方に大きな改善余地があります。Microsoft自身も、RTX Spark上では「大きな文脈をクラウド往復なしで扱える」ことを前提に、ローカルで安全にエージェントを走らせる設計を強調しています。 <sup>1</sup>

ただし、法的・コンプライアンス上の結論は「ローカル化で安全が自動的に達成される」ではありません。むしろ、主要リスクは**クラウド送信リスクから端末統治リスクへ移る**とみるべきです。具体的には、端末上に残るプロンプト、生成物、キャッシュ、RAGインデックス、モデル版数、評価ログ、エージェント実行履歴が、営業秘密管理、個人情報保護、守秘義務、e-discovery、証拠保全、インシデント対応の中心になります。NISTは生成AIガバナンスにおいて、訓練データと生成データの由来記録、事前テスト、インシデント開示、ログ保持、必要時の停止・無効化手順を重視しており、これはローカルLLM運用にそのまま当てはまります。 <sup>2</sup>

知財法の個別論点では、特許については日本の知財高裁が2025年1月30日、現行特許法上、発明者は自然人に限られ、AIが自律的にした発明については現行法の解釈で対応するのは困難であり立法政策の問題だと判示しました。米国でもFed. Cir.のThaler v. VidalとUSPTOのAI支援発明ガイダンスは、人間の実質的寄与を中心に据えています。したがって、RTX Sparkがいかに高度でも、**発明者・著作者・責任主体が自動的にAIへ移るわけではない**という点は動きません。 <sup>3</sup>

著作権では、日本の文化庁整理によれば、AI学習は著作権法30条の4の適用が問題となり得る一方、RAGや生成・利用段階は別に評価され、生成物の侵害判断は従来どおり類似性・依拠性で行われます。AI生成物の著作物性は、人の「創作意図」と「創作的寄与」があるかで判断され、生成過程のプロンプト等を確認可能にしておくことが望ましいとされています。他方、EUではAI ActによりGPAI提供者に著作権遵守ポリシーと訓練内容の公開要約が求められ、米国では2025年のThomson Reuters v. RossがAI訓練利用に対する公正利用抗弁を退ける判断を示し、U.S. Copyright Officeも学習段階の著作権問題を詳細に検討しています。つまり、**ローカル推論は上流の訓練データ起源問題を消しません**。 <sup>4</sup>

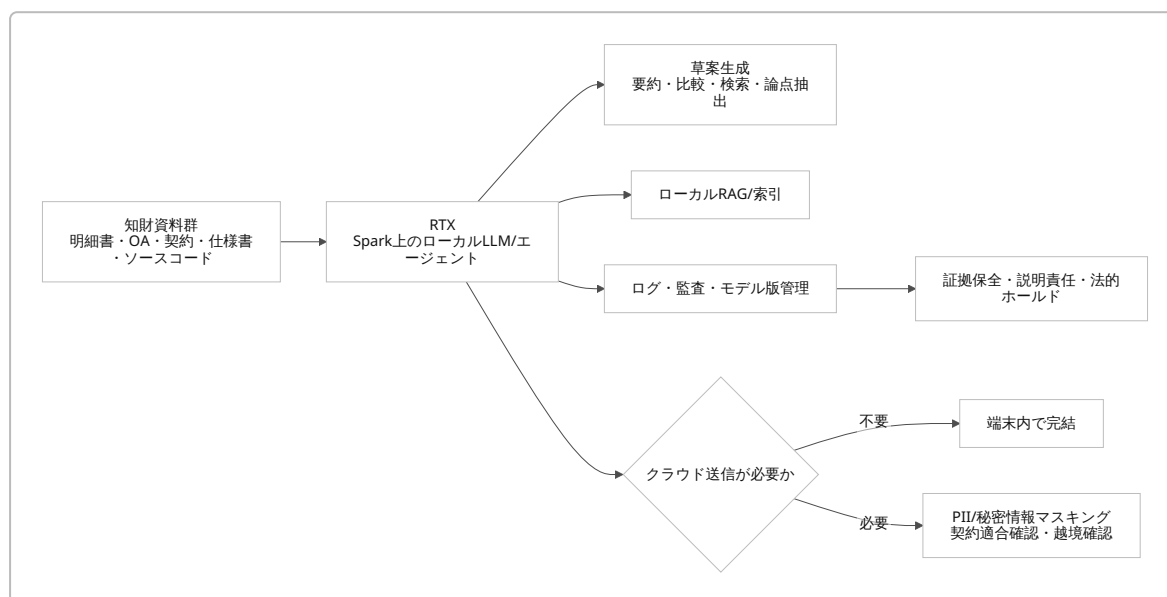
実務上の最重要結論は三つです。第一に、**高感度知財ワークフローほどローカル優先設計にする価値が高い**こと。第二に、**その代わりに、端末単位のAIガバナンスを法務・知財・情シス共同で再設計しなければならない**こと。第三に、**導入判断の中心は「モデル性能」単独ではなく、モデルライセンス、訓練データ透明性、ログ保持、エージェント権限、停止・保全手順まで含めた統制可能性**であることです。 <sup>5</sup>

## 前提と技術的背景

本レポートは、2026年6月1日時点の公開一次資料を前提にしています。RTX Sparkについて、公式に確認できるのは、NVIDIA Blackwell RTX GPUと20コアGrace CPUを組み合わせた新しい「superchip」であり、MediaTekがCPU設計に協力し、Windows上でローカルエージェントを安全に動かすための新しいセキュリティ・プリミティブとNVIDIA OpenShellが導入される、という点です。MicrosoftはWindows側で、スケジューリング、ユニファイドメモリ活用、Prism、Windows ML、TensorRT、コンテインメントを最適化すると説明しています。 ①

一方で、少なくとも2026年6月1日時点で公開されたNVIDIA・Microsoftの一次資料からは、**120B/1M達成時の正確な前提条件**（モデル名、量子化条件、同時実行数、トークン毎秒、VRAM割当、SSD要件、熱設計持続性能、OEMごとの差異、既定ログ保存期間、オフライン時の挙動）までは読み取れません。さらに、NVIDIAのNemotron 3 Super 120Bの公開モデルカードでは、フルモデルの既定文脈は256kで、1M文脈は対応可能でもVRAM要件が高く、最小GPU要件として8×H100-80GBが記載されています。したがって、RTX Sparkの「120B・1Mローカル実行」は、公開モデルカードのそのままの実行条件ではなく、何らかの最適化・量子化・運用条件を含むベンダ主張と理解するのが慎重です。これは、性能を否定する趣旨ではなく、法務・調達・監査の観点では**再現条件の確認がまだ必要**という意味です。 ⑥

この留保を置いたうえで、知財実務への影響は大きいです。なぜなら、知財業務は「長い文脈」「混在する秘匿資料」「比較読み」「逐条照合」「証跡保持」を必要とする典型業務だからです。特許包袋、複数国ファミリー、先行技術群、NDA、ソフトウェア仕様、交渉ドラフト、侵害疑義製品資料などを、同一端末のローカル文脈に載せて横断推論できれば、RAGの粒度設計やクラウド往復のハードルが下がり、秘密情報を外部へ送らずに済む場面が増えます。Microsoftも、ローカルで大きな文脈を扱うエージェント実行を前提に、OS強制的ID・コンテインメント・可視性を打ち出しています。 ①



技術的に見れば、RTX Sparkの本質は「小型ワークステーション化したPC」です。しかし、法務的に見れば、その本質は「**秘密情報とAI処理の境界がサーバ室からノートPCへ戻ってくる**」ことにあります。これにより、クラウド規約やデータ所在地の論点は減り得る一方、端末紛失、内部不正、ローカル索引の複製、USB・同期フォルダ経由の流出、証拠保全漏れといった、従来型IT統制の論点が再び前景化します。NVIDIA自身がOpenShellで「ローカルモデルヘルパーティング」「クラウド送信時の個人情報秘匿」を謳っていることは、裏を返せば**用途次第では依然としてクラウド送信が起こり得ることを意味します**。 ①

## 知財業務プロセス別影響分析

RTX Sparkの効果は、「単に文章生成が速くなる」ことではありません。より重要なのは、**機密性の高い知財コーパスを端末内で横断推論し、エージェント化できる範囲が広がる**ことです。以下では、知財業務の主要プロセスごとに、利得と法的含意を整理します。 <sup>1</sup>

業務プロセス	実務上の利得	法的・運用上の主要論点	根拠
出願準備・発明抽出	技術メモ、会議記録、既存ポートフォリオ、競合動向を端末内で横断し、発明の核・実施形態・代替案を整理しやすくなる。	AIが案出に深く関与しても、発明者認定は人の寄与に依拠する。AIを発明者として処理することは日本・米国・英国では現状認められない。	7
先行技術調査・FTO	長文の公報、包袋、製品仕様、研究論文を同一文脈で比較し、請求項ごとの差分整理や調査メモ作成が速くなる。	生成結果の引用・要約が不正確でも、そのまま意見書や鑑定に使うと過誤の責任は人が負う。AI関連発明でも進歩性・記載要件評価は従来審査の延長線上にある。	8
審査対応・意見書	オフィスアクション、補正案、先行技術との差分、各国対応方針を同時参照しながら応答案を作りやすい。	「もっともらしい誤り」への対策が必要。NISTはGAIの事前TEVVと継続的評価を重視しており、知財文書でも同じ。	9
権利行使・侵害警告	製品マニュアル、ソースコード断片、特許請求項、包袋経過、ライセンス履歴を突合し、クレームチャートや警告書の初稿を迅速化できる。	チャート生成物に誤引用・過剰断定・第三者著作物の過度な再現が混入し得る。外部送付前の人手レビューが必須。	10
ライセンス交渉	長大契約や過去案件の比較、条項差分抽出、落としどころの複数案提示に強い。	契約で、入力データの再利用、モデル改善利用、生成物利用権、侵害補償、監査権、削除義務を明確化しないと紛争化しやすい。	11
契約書作成・レビュー	NDA、共同研究、ライセンス、ソフトウェア利用規約の逐条比較や社内ひな型照合を端末内で完結しやすい。	METIもAI利用契約の実務上の懸念として、予期しない目的利用や第三者提供を挙げている。ローカルでも契約で統制しない限り終わらない。	12
証拠保全・訴訟対応	ローカルで証拠束を要約し、争点別にタグ付けし、証拠説明書のドラフトを整理しやすい。	逆に、プロンプト、出力、索引、モデル版、評価ログ自体がESIとして保存・開示対象になり得る。米国FRCPはESIの保存義務と不保存時の制裁を定める。	13
社内ナレッジ管理	ローカルファイルのセマンティック検索、案件横断の論点抽出、包袋・契約・社内メモの再利用が容易になる。	端末ごとにベクトル索引やキャッシュが増殖すると、営業秘密の「秘密管理性」を弱める危険がある。アクセス権と保有端末管理が要。	14

プロセス横断で見ると、RTX Sparkは特に「社外に出せなかったが、社内では重すぎた」知財作業に適します。典型例は、共同研究前の秘密資料比較、係争前の侵害仮説検証、M&AデューデリジェンスでのIP契約束・OSS台帳・訴訟履歴の照合です。ローカル運用により、クラウドの再学習利用や越境移転の懸念を避けながら、Windowsエージェントでクロスアプリ処理を行えるため、知財実務の自動化余地は従来より広がります。 <sup>1</sup>

その一方で、出願・調査・契約作成・侵害評価・証拠整理のいずれでも、**AIの生成物を公式文書へ転写する瞬間に責任が人へ戻る点**は不変です。したがって、効果が大きいプロセスほど、「どこまでAIに任せ、どこから必ず人が確認するか」の分界点をプロセス設計として固定する必要があります。NISTのいう事前テスト、文書化、保持、停止可能性は、知財ワークフローでは「承認フロー」「案件ログ」「モデル版管理」「リーガルホールド」に翻訳して実装するのが実務的です。 <sup>15</sup>

## 法的リスクと留意点

ローカルLLMの法的リスクは、クラウド利用時より小さくなるものと、逆に見えづらくなるものに分かれます。下表のポイントは、知財業務で特に負荷の大きい論点です。 <sup>16</sup>

論点	ローカル化で何が変わるか	現状法・ガイドラインのシグナル	実務上の含意
著作権侵害・二次創作	入力データを外部送信しなくても、生成物が既存著作物に類似し、依拠性が認められれば侵害は成立し得る。	日本では生成・利用段階の侵害判断は従来と同じく類似性・依拠性で判断される。学習は30条の4や47条の5が問題となるが、RAGや生成段階は無制限ではない。	ローカル運用は送信リスクを減らすが、出力の著作権適法性チェックを省略できない。外部配布前の類似性確認と引用管理が必要。 <sup>17</sup>
AI生成物の権利帰属	ローカルで作ったから自動的に自社著作物になるわけではない。	文化庁は「創作意図」と「創作的寄与」がある場合、人がAIを道具として使った成果は著作物となり得ると整理し、生成過程を確認可能にしておくことを推奨している。米国でも人間著作者要件が維持されている。	プロンプト、編集履歴、採択理由、版管理を残し、「人の寄与」を説明できる状態を標準化するべき。 <sup>18</sup>
訓練データの出所	ローカル推論でも、使っているモデル自体の訓練データ起源問題は残る。	EU AI ActではGPAI提供者に著作権遵守ポリシーと訓練内容の公開要約が要求され、2025年以降のガイドライン・コードが整備されている。米国著作権局のPart 3も学習段階を正面から扱う。	モデル選定時に、モデルカード、ライセンス、訓練データ概要、提供者の規制対応状況を調達審査に入れるべき。 <sup>19</sup>
特許発明者	AIが深く寄与しても、発明者欄へAIを書くことは現行法上できない。	日本の知財高裁、米国Fed. Cir.、英国最高裁はいずれもAIを発明者と扱っていない。USPTOはAI支援発明でも人の重要な寄与があれば特許適格性を否定しないとする。	発明者認定の面談・記録はむしろ厳格化すべきであり、「AIが出した案」をそのまま人の発明と短絡しない統制が要る。 <sup>20</sup>
営業秘密漏洩	クラウド再学習リスクは減るが、端末内のキャッシュ、ローカル索引、同期フォルダ、持出し媒体が主戦場になる。	日本の不正競争防止法上、営業秘密には秘密管理性・有用性・非公知性が必要。	ノートPCへ広く秘密資料を索引化するなら、端末管理・ラベリング・暗号化・退職時回収・複製抑制まで含めて秘密管理性を維持しなければならない。 <sup>21</sup>

論点	ローカル化で何が変わるか	現状法・ガイドラインのシグナル	実務上の含意
弁護士・弁理士の守秘義務	ローカル化は守秘義務に資するが、権限過大のエージェントや共有端末は逆効果になる。	弁護士法23条、弁護士職務基本規程23条、弁理士法30条は秘密保持義務を明示する。ABA Formal Opinion 512も、GAI利用時にデータ使用態様の理解と十分な保護措置を要求する。	「ローカルだから可」では足りず、アクセス権、クライアント同意、ワークプロダクトの隔離、クラウドフォールバック禁止条件まで詰める必要がある。 <sup>22</sup>
管轄・データ所在	端末内処理は越境移転を減らし得るが、更新、診断、クラウドルーティング、外部プラグインで再び越境が生じ得る。	PPCは、外国クラウドで事業者がデータを扱わない場合でも、外国制度等の把握と安全管理措置が必要だとする。EDPBはAIモデルについて匿名化、正当利益、違法取得データの影響を整理している。	「ローカル完結」「クラウド送信あり」「条件付きマスキング送信」の3区分でポリシーを作るのが実務的。 <sup>23</sup>
証拠開示・証拠保全	ローカル運用は、証拠の所在が端末・外付けメディア・ローカルDBへ分散しやすい。	FRCP 26/34/37はESIの開示・保存・不保存時制裁を定める。NISTもGAIのTEVV履歴と透明性手法の保持を勧める。	プロンプト、出力、モデル名、量子化版、索引ハッシュ、使用コーパス、承認ログを証拠管理の対象として定義しておくべき。 <sup>24</sup>

ここで重要なのは、ローカルLLMは「法的リスクを消す技術」ではなく、「**どのリスクをどの境界に集めるかを変える技術**」だということです。知財部門・法務部門がしばしば見落とすのは、クラウド送信がなくても、モデルの由来、出力の適法性、権利帰属、説明責任、証拠保存義務が残ることです。したがって、導入判断は「社外送信しないから安心」ではなく、「**端末統治まで含めて説明可能か**」で行うべきです。<sup>25</sup>

## ガバナンス・運用対策と技術的緩和策

最も実務的な統制モデルは、RTX Spark搭載PCを「高性能な個人端末」ではなく、**持ち運べる知財専用ワークステーション**として扱うことです。つまり、一般PCポリシーに数行加筆するのではなく、モデル選定、データ分類、エージェント権限、ログ、停止、法的ホールド、契約審査、監査を一体化したAI運用モデルへ格上げする必要があります。METIのAI事業者ガイドライン1.2と契約チェックリスト、NIST GAI Profile、Windows/NVIDIAのコンテインメント設計は、その実装骨格として整合的です。<sup>26</sup>

統制領域	最低限必要な対策	技術的緩和策・検証手法	根拠
ポリシー	「完全ローカル」「条件付きクラウド送信」「全面禁止データ」の3区分を文書化する。	OpenShell等のポリシールーティングを使い、秘密情報やPIIを含む問い合わせのクラウド送信を既定で拒否またはマスキングする。	<sup>27</sup>
アクセス管理	モデル実行権限、索引構築権限、外部共有権限を分離する。	WindowsのOS強制ID・コンテインメント・可視性機能を活用し、エージェントに最小権限を付与する。	<sup>28</sup>
データ分類	特許未出願情報、共同研究秘密、訴訟準備資料、個人データを別クラス化する。	ローカルRAGは分類ラベルごとに索引を分離し、横断検索時に審査フラグを立てる。	<sup>29</sup>

統制領域	最低限必要な対策	技術的緩和策・検証手法	根拠
ログ・監査	プロンプト、出力、モデルID、版数、温度、利用コーパス、承認履歴の保持方針を定める。	NISTが推奨する保持・レビューを、案件単位の監査証跡として実装する。ログは改ざん検知付きで保存する。	30
モデル検証	導入前に、知財ドメインの基準問題で精度・幻覚・漏えい・引用挙動を評価する。	NISTのPre-deployment TEVVに沿い、差分テストを行う。具体的には、複数モデル・複数量子化版・クラウド版との比較で、条文引用、請求項解釈、契約条項抽出、類似性警報率を測る。これはNISTのTEVV枠組みを知財用途へ具体化した推奨である。	31
データ・モデルの由来管理	どのモデルを、どのライセンスで、どの更新日に、どのデータで使ったかを台帳化する。	NISTは訓練データと生成データの由来文書化を求め、EUはGPAI提供者に訓練内容要約を求める。調達審査ではこの文書の有無を必須項目にする。	32
出力の検出・水印	外部配布する生成図表・画像・動画には、出所情報を残す。	C2PA/Content Credentialsを用い、暗号署名・マニフェスト・必要に応じて不可視水印を付与する。ただしC2PAはマニフェストの完全除去そのものは防げないため、軟結合水印や検証運用を併用する。	33
サンドボックス	エージェントにOutlook・Teams・DMS・ソースコードリポジトリへの無制限権限を与えない。	「読むだけ」「草案だけ」「送信禁止」を既定値にし、送信や削除は明示承認制にする。必要時にNISTの推奨どおりシステムを停止・無効化できる手順を実装する。	34
ライセンス管理	モデルライセンス、データセット利用条件、OSS、再配布条項を調達時に確認する。	METI契約チェックリストに沿って、入力データ再利用、モデル改善利用、補償、責任上限、監査、削除・終了後処理を契約条項へ落とす。	35
保険・リスク移転	ベンダ補償、責任上限、追加監査、事故通知、保存協力義務を契約へ入れる。	保険そのものより先に、ベンダ補償、証拠保全協力、停止権、第三者請求対応の分担を明文化するのが実務上の第一順位。	12

実務で特に効くのは、**差分テストの定常化**です。知財用途では、「同じ入力に対してローカルモデルA、ローカルモデルB、クラウド承認モデルCがどこで食い違うか」を観察するだけで、幻覚、無根拠引用、条項取り違え、先行文献の誤読、著作物過剰再現の兆候をかなり早く見つけられます。NISTはTEVVを早期かつ反復的に行うべきとし、継続的評価と文書化を求めています。知財部門では、これを「月次ベンチマーク」「案件類型別の合格基準」「外部配布前の承認ゲート」に翻訳すると運用しやすくなります。 36

また、**生成物の出所表示**は、著作権や証拠管理だけでなく、社内説明責任にも効きます。C2PAは、暗号署名とマニフェストにより、誰がどの資産をどう変更したかの由来情報を保持するためのオープン技術標準です。他方、C2PA自身が認めるとおり、マニフェストの完全除去までは防げないため、不可視水印や検証サービス、配布先での義務付けを組み合わせる必要があります。つまり、**水印は万能な権利保護装置ではなく、監査可能性を高める部品**として使うのが正しい運用です。 37

## 規制・判例・ガイドラインの現状と予測

2026年6月1日時点の規制環境は、国ごとに温度差はあるものの、共通して「性能そのもの」よりも「由来・透明性・人間の関与・記録保持」へ軸が移っています。ローカルLLMの導入者にとっての実務上の含意を、主要法域ごとに整理すると次のとおりです。 38

法域	現状	ローカルLLM導入者への含意	主な一次資料
日本	AI事業者ガイドラインは2026年4月に第1.2版へ更新。文化庁は2024年に「AIと著作権に関する考え方」とチェックリストを公表。知財高裁は2025年1月、AIを発明者とする出願を退けた。政府資料では2025年法とAI基本計画の存在も示されている。	事業者ガイドラインと文化庁整理を社内統制のベースにしつつ、特許実務では人間発明者前提、著作権では類似性・依拠性と創作的寄与の記録、営業秘密では秘密管理性の維持が中核となる。	39
EU	AI ActのGPAI義務は2025年8月2日から適用。2025年コード、2026年ガイドライン、訓練内容要約テンプレートが整備済み。EDPBはAIモデルに関する匿名化、正当利益、違法取得データの影響について意見を出している。	モデル提供者の透明性・著作権ポリシー・訓練要約の有無が、調達DDの重要指標になる。ローカル導入でもGDPR論点は消えない。	40
米国	U.S. Copyright Officeは2025年に著作物性Part 2、学習Part 3のプレプリ版を公表。D.C. Circuitは Thaler v. Perlmutter で人間著作要件を維持。USPTOは2025年改訂ガイダンスでAI支援発明でも同一の人間基準を維持。Thomson Reuters v. Ross は学習利用に対する公正利用抗弁を退けた。ABAは弁護士のGenAI利用に倫理的留意点を示した。	米国関連案件では、出力の著作権保護、学習データの適法性、弁護士倫理、ESI保存が同時に問題化しやすい。ローカル運用は守秘面で有利だが、訴訟対応のログ保存負荷が上がる。	41
英国	2024-2025のAIと著作権に関する政府コンサル後、2026年3月に政府報告・影響評価が公表。2023年12月の英国最高裁 Thaler はAI発明者を否定。SRAは2026年にAI利用のコンプライアンス注意点を公表。	法改正はなお流動的だが、著作権とAIの政策再設計が進行中。英案件では、現行法と将来改正の両方を見据えた契約条項が必要。	42
中国	2023年の生成AI暫定措置があり、北京インターネット法院では、人の創作投入が一定水準に達したAI生成画像に著作権を認める事件、逆に自動生成物に著作物性を認めない事件が公表されている。	中国案件では、生成物の保護・侵害判断が日本や米国と異なる形で積み上がる可能性があり、国別の権利評価が必要。	43

今後の方向性としては、第一に、**モデル提供者の透明性義務**がさらに重視される可能性が高いです。EUはすでにGPAI提供者へ著作権・透明性実装を要求しており、英国も著作権とAIの再設計を継続しています。第二に、**人間の関与の証明**が特許・著作権の両方で重要性を増すとみられます。日本・米国・英国の発明者／著作権論はそろって自然人中心だからです。第三に、**訴訟・監査で必要となるAIログの保存**が、法務・知財・IT統制の共通論点になるでしょう。NISTが保持・インシデントレビュー・停止可能性を重視し、FRCPがESI保存を要求しているためです。これらはすべて、RTX Sparkのようなローカル高性能端末が普及するほど強く効いてきます。 44

## 実務チェックリストと参考一覧

まず優先順位だけを言えば、短期では**モデル調達DD**、**端末統制**、**ログ・保全設計**が最優先です。中期では**差分テスト**と**承認フロー**、長期では**由来表示**と**契約・保険によるリスク移転**の成熟が重要です。以下のチェックリストは、RTX Spark搭載PCを知財実務へ導入する際の現実的な順番を意識して並べています。 45

時間軸	優先度	チェック項目	実務上の到達目標	根拠
短期	最優先	利用モデルのホワイトリスト化	ライセンス、モデルカード、訓練データ要約、商用利用可否、更新元を確認したモデルのみ利用	46
短期	最優先	データ分類の再設計	未出願発明、共同研究秘密、訴訟準備、個人データを入力禁止・条件付き・自由入力に三区分	47
短期	最優先	エージェント権限の最小化	既定では閲覧のみ、送信・削除・共有は明示承認制	28
短期	高	プロンプト・出力・モデル版数の保存	案件ごとに後から再現できる最低限の監査証跡を保持	48
短期	高	クラウドフォールバックの統制	ローカル完結を既定、例外送信はマスキングと承認を必須化	49
中期	高	知財専用ベンチマークの整備	特許請求項比較、契約条項抽出、著作権引用、侵害チャートの精度基準を案件類型別に設定	31
中期	高	差分テスト運用	ローカルA、ローカルB、承認クラウドCの出力差分を月次確認	31
中期	中	契約テンプレート改訂	入力データ再利用、改善学習、侵害補償、監査、削除、保存協力を標準条項化	11
中期	中	法的ホールド手順の整備	訴訟・審判・内部調査時に、端末・外付け媒体・ローカルDBの保全を一括で発動	50
長期	中	C2PA/Content Credentials導入	対外配布する生成コンテンツに由来情報を埋め込み、改ざん検知と説明責任を強化	51
長期	中	退出・端末回収・索引消去の標準化	退職・異動・案件終了時に秘密資料索引を確実に回収・削除	52
長期	中	リスク移転の高度化	ベンダ補償、監査協力、停止権、事故通知、必要に応じ保険見直しを調達条件化	12

参考になる一次資料・判例・ガイドラインを、導入判断に直結するものに絞って一覧化すると次のとおりです。表中の「使いどころ」は、RTX Spark搭載PCの知財実務導入を想定した実務的な見方です。 53

区分	資料・判例	公表日	使いどころ
ハードウェア一次資料	NVIDIA「NVIDIA and Microsoft Reinvent Windows PCs for the Age of Personal AI」 54	2026-05-31	RTX Sparkの公式仕様、OEM、ローカル120B/1M主張、OpenShell、Windows連携の確認

区分	資料・判例	公表日	使いどころ
OS一次資料	Microsoft Windows Blog 「Introducing a powerful new chapter for Windows PCs, accelerated by NVIDIA RTX Spark」 <sup>55</sup>	2026-05-31	Windows側の統制、コンテンツメント、ユニファイドメモリ運用、ローカルエージェント設計の確認
モデル透明性	NVIDIA Nemotron 3 Super 120B Model Card <sup>56</sup>	2026-03-11	訓練データ、ライセンス、文脈長、既定設定、公開性の確認
日本ガバナンス	METI 「AI事業者ガイドライン 第1.2版」案内ページ <sup>57</sup>	2026-04-01	企業内AI統制の基本骨格
日本著作権	文化庁 「AIと著作権について」 <sup>58</sup>	随時更新	日本法の入口資料
日本著作権詳細	文化庁 「AIと著作権に関する考え方について」 <sup>17</sup>	2024-03-15	学習・RAG・生成段階の整理、類似性・依拠性、差止・廃棄論点
日本実務補助	文化庁 「AIと著作権に関するチェックリスト&ガイダンス」 <sup>59</sup>	2024-07-31	プロンプト・生成過程記録の必要性
日本特許	知財高裁 令和6年(行コ)第10006号 判決要旨 <sup>60</sup>	2025-01-30	AI発明者否定、人間発明者前提の確認
日本特許審査	JPO 「AI関連技術に関する特許審査の事例について」 <sup>61</sup>	2024-03-13	AI関連発明の進歩性・記載要件評価の参考
日本契約	METI 「AIの利用・開発に関する契約チェックリスト」 <sup>62</sup>	2025-02-18	入力データ、改善学習、責任分配、説明責任の契約落とし込み
日本契約基礎	METI 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」 <sup>63</sup>	2019/2018	モデル条項とリスク配分のベース
日本秘密保護	e-Gov 「不正競争防止法」 <sup>21</sup>	現行法	秘密管理性の要件確認
日本守秘義務	e-Gov 「弁護士法」・JFBA 「弁護士職務基本規程」・e-Gov 「弁理士法」 <sup>64</sup>	現行法等	弁護士・弁理士実務での守秘義務確認
日本個人情報	PPC 「生成AIサービスの利用に関する注意喚起等」・越境ガイドライン/Q&A <sup>65</sup>	2023-06-02 ほか	ローカル/クラウド混在運用時の個人情報管理
EU規制	欧州委員会GPAIガイドライン・コード・テンプレート関連資料 <sup>66</sup>	2025-2026	モデル提供者DDの中核
EUデータ保護	EDPB Opinion 28/2024 関連資料 <sup>67</sup>	2024-12-18	AIモデルと個人データ処理の適法性整理
米国著作権	U.S. Copyright Office Part 2 / Part 3 <sup>68</sup>	2025-01 / 2025-05	出力著作物性と学習データ問題の整理
米国判例	Thomson Reuters v. Ross Intelligence (D. Del.) <sup>69</sup>	2025-02-11	AI学習と公正利用の実務的重要判例

区分	資料・判例	公表日	使いどころ
米国著作者	Thaler v. Perlmutter (D.C. Cir.) <sup>70</sup>	2025-03-18	人間著作者要件の確認
米国特許	USPTO Revised Inventorship Guidance for AI-Assisted Inventions <sup>71</sup>	2025-11-26	AI支援発明の発明者判断
米国家務倫理	ABA Formal Opinion 512 関連資料 <sup>72</sup>	2024-07-29	弁護士によるGenAI利用の倫理
米国証拠保全	FRCP 26/34/37、FRE 901 関連資料 <sup>73</sup>	現行	ログ・生成物のESI管理
英国政策	UK政府「Copyright and Artificial Intelligence」報告等 <sup>74</sup>	2024-2026	著作権AI政策の将来見通し
英国判例	UKSC Thaler v Comptroller-General <sup>75</sup>	2023-12-20	AI発明者否定
中国政策・裁判	生成AI暫定措置、北京インターネット法院典型事例 <sup>43</sup>	2023-2024	中国における生成物保護・侵害判断
技術統制	NIST AI RMF: Generative AI Profile <sup>76</sup>	2024-07-26	ログ、TEVV、由来、停止、インシデント開示の基準骨格
出所表示技術	C2PA / Content Credentials 仕様・実装指針 <sup>33</sup>	2024-2026	水印・出所表示・検証の技術基盤

総括すると、RTX Spark搭載PCの登場は、知財業務におけるLLM活用を「生産性向上ツール」から「端末内で機密資料を扱う実務基盤」へ格上げします。だからこそ、評価軸も「日本語性能」や「長文性能」だけでは足りません。**知財実務に本当に必要なのは、ローカル処理能力、モデル由来の透明性、守秘義務適合性、記録保持、停止可能性、契約上の統制可能性を一つの運用体系として持てるか**です。RTX Sparkはその技術的条件を初めてPC形態でかなり満たし始めた、という点で重要ですが、法的安全性はハードウェアではなく、運用設計によってのみ完成します。 <sup>77</sup>

<sup>1</sup> <sup>5</sup> <sup>6</sup> <sup>14</sup> <sup>25</sup> <sup>27</sup> <sup>49</sup> <sup>53</sup> <sup>54</sup> <sup>77</sup> <https://nvidianews.nvidia.com/news/nvidia-microsoft-windows-pcs-agents-rtx-spark>

<https://nvidianews.nvidia.com/news/nvidia-microsoft-windows-pcs-agents-rtx-spark>

<sup>2</sup> <sup>9</sup> <sup>15</sup> <sup>30</sup> <sup>31</sup> <sup>32</sup> <sup>36</sup> <sup>76</sup> <https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/NIST.AI.600-1.pdf?ref=wismodia.com>

<https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/ai/NIST.AI.600-1.pdf?ref=wismodia.com>

<sup>3</sup> <sup>7</sup> <sup>20</sup> <sup>60</sup> [https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point\\_pdf-93757.pdf](https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-93757.pdf)

[https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point\\_pdf-93757.pdf](https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-93757.pdf)

<sup>4</sup> <sup>16</sup> <sup>58</sup> <https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/aiandcopyright.html>

<sup>8</sup> <sup>28</sup> <sup>34</sup> <sup>55</sup> <https://blogs.windows.com/windowsexperience/2026/05/31/introducing-a-powerful-new-chapter-for-windows-pcs-accelerated-by-nvidia-rtx-spark/>

<https://blogs.windows.com/windowsexperience/2026/05/31/introducing-a-powerful-new-chapter-for-windows-pcs-accelerated-by-nvidia-rtx-spark/>

10 17 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_01.pdf)

11 12 35 45 62 <https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218003/20250218003.html>  
<https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218003/20250218003.html>

13 24 50 73 [https://www.uscourts.gov/sites/default/files/2025-02/federal-rules-of-civil-procedure-dec-1-2024\\_0.pdf](https://www.uscourts.gov/sites/default/files/2025-02/federal-rules-of-civil-procedure-dec-1-2024_0.pdf)  
[https://www.uscourts.gov/sites/default/files/2025-02/federal-rules-of-civil-procedure-dec-1-2024\\_0.pdf](https://www.uscourts.gov/sites/default/files/2025-02/federal-rules-of-civil-procedure-dec-1-2024_0.pdf)

18 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_02.pdf)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701\\_02.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_02.pdf)

19 40 66 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/general-purpose-ai-obligations-under-ai-act>  
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/factpages/general-purpose-ai-obligations-under-ai-act>

21 29 47 52 <https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC0000000047>  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/405AC0000000047>

22 64 <https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC1000000205>  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC1000000205>

23 [https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines\\_offshore/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_offshore/)  
[https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines\\_offshore/](https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_offshore/)

26 38 39 57 [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/20260331\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html)  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ai\\_shakai\\_jisso/20260331\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ai_shakai_jisso/20260331_report.html)

33 51 <https://spec.c2pa.org/specifications/specifications/2.4/index.html>  
<https://spec.c2pa.org/specifications/specifications/2.4/index.html>

37 <https://c2pa.org/>  
<https://c2pa.org/>

41 68 <https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf>  
<https://www.copyright.gov/ai/Copyright-and-Artificial-Intelligence-Part-2-Copyrightability-Report.pdf>

42 74 <https://www.gov.uk/government/consultations/copyright-and-artificial-intelligence/copyright-and-artificial-intelligence>  
<https://www.gov.uk/government/consultations/copyright-and-artificial-intelligence/copyright-and-artificial-intelligence>

43 [https://english.www.gov.cn/archive/statecouncilgazette/202308/30/content\\_WS64ee8c0cc6d0868f4e8deeea.html](https://english.www.gov.cn/archive/statecouncilgazette/202308/30/content_WS64ee8c0cc6d0868f4e8deeea.html)  
[https://english.www.gov.cn/archive/statecouncilgazette/202308/30/content\\_WS64ee8c0cc6d0868f4e8deeea.html](https://english.www.gov.cn/archive/statecouncilgazette/202308/30/content_WS64ee8c0cc6d0868f4e8deeea.html)

44 <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-gpai-providers>  
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/guidelines-gpai-providers>

46 56 <https://build.nvidia.com/nvidia/nemotron-3-super-120b-a12b/modelcard>  
<https://build.nvidia.com/nvidia/nemotron-3-super-120b-a12b/modelcard>

48 59 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/94097701_01.pdf)

61 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai\\_jirei.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai\\_jirei.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/ai_jirei.html)

- 63 [https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization.html)  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/connected\\_industries/sharing\\_and\\_utilization.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/connected_industries/sharing_and_utilization.html)
- 65 [https://www.ppc.go.jp/news/careful\\_information/230602\\_AI\\_utilize\\_alert](https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert)  
[https://www.ppc.go.jp/news/careful\\_information/230602\\_AI\\_utilize\\_alert](https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/230602_AI_utilize_alert)
- 67 [https://www.edpb.europa.eu/news/news/2024/edpb-opinion-ai-models-gdpr-principles-support-responsible-ai\\_en](https://www.edpb.europa.eu/news/news/2024/edpb-opinion-ai-models-gdpr-principles-support-responsible-ai_en)  
[https://www.edpb.europa.eu/news/news/2024/edpb-opinion-ai-models-gdpr-principles-support-responsible-ai\\_en](https://www.edpb.europa.eu/news/news/2024/edpb-opinion-ai-models-gdpr-principles-support-responsible-ai_en)
- 69 [https://www.ded.uscourts.gov/sites/ded/files/opinions/20-613\\_5.pdf](https://www.ded.uscourts.gov/sites/ded/files/opinions/20-613_5.pdf)  
[https://www.ded.uscourts.gov/sites/ded/files/opinions/20-613\\_5.pdf](https://www.ded.uscourts.gov/sites/ded/files/opinions/20-613_5.pdf)
- 70 <https://media.cadc.uscourts.gov/opinions/docs/2025/03/23-5233.pdf>  
<https://media.cadc.uscourts.gov/opinions/docs/2025/03/23-5233.pdf>
- 71 <https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/revised-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions>  
<https://www.uspto.gov/subscription-center/2025/revised-inventorship-guidance-ai-assisted-inventions>
- 72 <https://www.americanbar.org/news/abanews/aba-news-archives/2024/07/aba-issues-first-ethics-guidance-ai-tools/>  
<https://www.americanbar.org/news/abanews/aba-news-archives/2024/07/aba-issues-first-ethics-guidance-ai-tools/>
- 75 [https://supremecourt.uk/uploads/uksc\\_2021\\_0201\\_press\\_summary\\_b736b90ccf.pdf](https://supremecourt.uk/uploads/uksc_2021_0201_press_summary_b736b90ccf.pdf)  
[https://supremecourt.uk/uploads/uksc\\_2021\\_0201\\_press\\_summary\\_b736b90ccf.pdf](https://supremecourt.uk/uploads/uksc_2021_0201_press_summary_b736b90ccf.pdf)